

保護者の皆さんへ

優の森こども園
園長 小野澤 珠子

こども園における「くすり」の取扱いについて

当園では原則として、園児に与える薬の取扱はしません。しかし医師の指示などで、やむを得ず保育時間中に薬を与える必要がある場合に限って、保護者に代わって与えます。

この場合は、万全を期すために下記のように取り扱いますので、ご理解をお願い致します。

薬の依頼について

1. 主治医に、当園で薬を与える必要があるかどうか又は、「朝、夕」のみの服薬が可能かなどを、必ず確認してください。
2. 薬は、お子さんの主治医が処方したものに限りませす。
3. 主治医が処方した薬以外の市販薬などは対応しません。
4. 座薬、吸入薬、頓服は、原則として対応しません。
5. 薬には「くすりの連絡票」を添付して、薬を職員に手渡してください。
6. 「くすりの連絡票」は医療機関ごとに一枚とし、薬を依頼するたびに提出してください。
7. アトピー性皮膚炎、心臓疾患、痙攣性疾患、喘息等の慢性の病気については、保護者と主治医と当園で相談して対応します。又、これらについては診断書が必要なことがあります。
8. 上記のような慢性の病気があり、1ヵ月以上に渡って毎日継続して薬を与える必要がある場合は、「くすりの連絡票～慢性疾患用～」を、原則として毎月1枚提出してください。

持参する薬について

1. 医師が処方した薬に「くすりの連絡票」を必ず添付してください。
2. 「薬剤情報提供書（薬の説明書）」がある場合は、それも添付してください。
3. 使用する薬は一回分ずつに分けて、当日分のみ渡してください。
4. 薬の袋や容器に、お子さんの名前と与える日付を必ず記載してください。薬が複数のときには、それぞれに①、②と書いてください。
5. 薬は、以前に処方されて残ったものや、兄弟姉妹のものなどは、与えられません。

急な連絡について

1. 「熱が出たら・・・」「発作が起きたら・・・」など症状を判断して与えることは、当園ではできません。そのつど保護者に連絡しますのでご了承ください。
2. お子さんの具合が悪くなった時は、すぐに連絡しますので、その日の連絡先をお知らせください。